

## X 週時程・行事・会議等の工夫・改善

### 週時程表の工夫・改善

普通日課	曜日 校時	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	水曜日課		
7:55~ 8:05	10	ボランティア活動及びあいさつ運動							
8:15~ 8:25	10	朝の読書	朝の集会を放課後に移動。毎日、「朝の読書」と「朝の会」を実施し、円滑な授業開始。				「裁量」の時間確保のための特別日課	8:00~ 8:10	10
8:25~ 8:30	5	朝の会						8:10~ 8:15	05
8:40~ 9:30	50	1校時	1	7	13	19	25	8:20~ 9:10	50
9:40~10:30	50	2校時	2	8	14	20	26	9:20~10:10	50
10:40~11:30	50	3校時	3	9	15	21	27	10:20~11:10	50
11:40~12:30	50	4校時	4	10	16	22	28	11:20~12:10	50
12:30~12:45	15	給食準備						12:10~12:25	15
12:45~13:05	20	給食						12:25~12:45	20
13:05~13:15	10	給食片付						12:45~12:55	10
13:15~13:25	10	清掃						清掃なし	
13:25~13:45	20	休憩						12:55~13:15	20
13:45~14:35	50	5校時	5	11	17	23	29	13:15~14:05	50
14:45~15:35	50	6校時	6	12	18	24		14:15~15:05	50
14:45~14:55	10	金曜日			帰りの会		帰りの会	15:15~15:25	10
15:45~15:55	10	月・火・木	帰りの会	帰りの会		帰りの会			
裁量				15:35~16:20 (45) 1 校内研修 2 学年部会 3 生徒会 4 学年部会 『ノー残業デー』		1 全体集会 2 人権集会 3 学年集会 1~3 職員集会 4 職員会議	15:10~15:30	20	
15:55~16:20	25	休憩					運営委員会で議題を精選(専決)し、40分程度で協議	15:40~16:00	20
16:20~16:45	25	片付け、退勤						15:10~16:00	50
16:20~16:45	25	片付け、退勤						16:20~16:45	25

- 1 金曜日の学校裁量枠には、次の活動を割り当てる。
  - (1) 各種集会 (1週目：全体集会，2週目：人権集会，3週目：学年集会)
  - (2) 職員集会 (1～3週目の各種集会の後)
  - (3) 職員会議 (4週目)
- 2 水曜日は、8時20分1校時開始、清掃無しの特別日課とし、放課後に次の活動を割り当てる。
  - (1) 校内研修 (1週目)
  - (2) 学年部会 (2週目と4週目)
  - (3) 生徒会活動 (3週目)
- 3 道徳・学級活動及び運営委員会は、次の通り位置付ける。
  - (1) 道徳・・・火曜日の2校時，表中8番枠
  - (2) 学級活動・・・金曜日の5校時，表中29番枠
  - (3) 運営委員会・・・火曜日の4校時，表中10番枠

## 行事の精選（廃止や縮小）等の見直しについて

これまで、行事を各教科・領域等の授業時数にカウントしないと、授業時数を確保できない状況であるが、本来は、行事を各教科・領域等の授業に代替えることは、認められていない。従って、行事の代替えをしなくても、授業時数を確保することが求められる。

そのために

行事の精選（廃止や縮小）等の見直しが必要

まずは

5月の家庭訪問の廃止

理由は

- ① 保護者アンケートでは、廃止の意見が多い（廃止:73%、検討:27%）。
- ② 5月の家庭訪問を廃止すれば、授業時数を7時間確保できる。
- ③ 一学期は、新入生歓迎球技大会、家庭訪問、生徒総会、夏季総体、三者面談等、行事が多く、授業時数も十分確保できず、学習の進捗にも影響がある。
- ④ ゴールデンウィーク明けは、教師と生徒が向き合う時間を確保し、信頼関係づくりに努め、学級経営、学習指導、生徒指導に専念し、1年のスタートを切る最も大切な時期である。また、ゴールデンウィーク明けの生徒の心身の状態の変化を捉え、適切に生徒に向き合うことが必要である。
- ⑤ この時期に家庭訪問を行っても、生徒の学校生活の様子を十分に伝えることはできない。
- ⑥ 保護者が仕事を休んだり、家庭訪問の準備や対応等、家庭への負担が大きい。
- ⑦ 家庭のプライバシーの侵害の懸念がある。

課題

- ① 「担任の先生と直接、顔を見て、家庭の様子や学校の様子を知りたい。」「家庭環境が見えるのでそのままの方がいい。」という意見もある。
- ② 「4・5月の早い段階で、担任と保護者が話し合う機会がほしい。

対応策

- ① 5月の日曜授業参観の日に、学級保護者会を開催する。また、随時、担任と個人的に相談を希望する方には、日時や場所を調整し、相談の場を設ける。
- ② 学校から直接、家庭に知らせたいことなどは、従来通り、家庭訪問を実施する。

今年度は

一学期末の三者面談と夏休みの家庭訪問の選択制とする。

今後は

「運動会の練習方法や種目」「修学旅行」「校内駅伝」について見直す。

- ① 9月の多忙感や台風による延期を解消するため運動会を一学期に実施し、練習時間を半減する。（10時間の授業時数確保）
- ② 従来の3泊4日（九州地方）から2泊3日（関西地方）へ変更する。（6時間の授業時数確保）
- ③ 校内駅伝を辺土名区の駅伝大会へのオブザーバー参加で負担を軽減する。今後は廃止も検討する。

## 国頭村立学校管理規則の改正について

学校行事等を教科等の時数にカウントしない場合、特に3年生において、標準時数1,015時間を確保するのが大変厳しい状況である。

- (1) 2学期の始業を5日早める。(夏季休業を8月26日までとする。)
- (2) 3学期の修了を5日早める。(学年末休業を3月20日からとする。)

修了が最短で3月18日

- ※ 5日早めることで、**中学校3年生は、3～5日の授業日数を確保**できる。
- ※ 小学校及び中学校1・2年生の授業日数及び長期休暇の総日数は変わらない。
- ※ 村内小・中学校で統一すれば、給食も準備できるので、午後の授業も可能である。
- ※ 村立学校管理規則の改正が必要である。

### ○国頭村立学校管理規則

(昭和56年11月6日教委規則第2号)

改正 昭和57年4月24日教委規則第1号 昭和61年7月1日教委規則第2号  
昭和62年1月27日教委規則第1号 平成13年4月1日教委規則第1号  
平成14年1月11日教委規則第1号 平成14年4月1日教委規則第3号  
平成17年4月1日教委規則第2号 平成20年7月14日教委規則第4号  
平成21年3月31日教委規則第1号 平成23年3月30日教委規則第2号

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき、国頭村立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の管理運営に関し、基本的な事項を定めるものとする。

### 第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

- 第1学期 4月1日から8月~~26~~日まで
- 第2学期 ~~8~~月~~27~~日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 学年始休業日 4月1日から同月6日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月~~26~~日まで
- (6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日まで
- (7) 学年末休業日 3月~~25~~20日から同月31日まで
- (8) 慰霊の日 6月23日

(9) 前各号に定めるもののほか、国頭村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定した日又は校長が特に必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日

2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ振替授業実施承認申請書(様式第1号)及び、休業日における授業実施許可申請書(様式第10号)

・休業日における授業実施許可書(様式第11号)により、教育委員会の承認を得て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日にすることができる。ただし、運動会、学芸会、遠足その他年間行事計画に基づく行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。

以上の内容を平成23年度国頭村校長研修会で提案し、平成24年度から実施することが承認された。平成25年度は、3学年授業時数29時間確保できた。

## 運動会を9月から1学期実施へ

### 平成24年度 運動会のアンケート結果

1 運動会の実施期日や日程はどうでしたか？（台風による延期も含む）

ア よい（保護者：10人，職員：7人）

<保護者>

①台風のぬかるんだグラウンドをりっぱに補正して不都合の中を生徒職員の最大の努力と決断すばらしかったです。

②毎年1時～6時でもいいかも

<職員>

③台風を考えれば最善の計画だった。

④台風等で午後の開催になったが仕方がないと思う。

イ 改善を要する（保護者：4人，職員：2人）

<保護者>

①延期して別の日に改める。

②日程はいいと思うが，全員による障害物競走をやってほしかった。

③台風後で停電，断水，後片付け等に追われて運動会どころではなかった。

④この時期台風も多いので，1学期でも良いと思う。

<職員>

⑤台風の時期を避けるべき。

2 2学期は対外（村内・各大会等），校内行事が多く，生徒の負担加重になっているので，運動会を1学期6月の終わり頃に移動したい。（家庭訪問を選択制にしたことで行事が1つ減った。）

ア よい（保護者：12人，職員：5人）

<保護者>

①梅雨 大丈夫でしょうか？

②新入生や2・3年生にとっては，新クラスになっての団結力を6月の運動会で築き，7月以降のクラスがまとまるので，良いかも知れませんね。（早めにクラスになじめる意味でも良いと思います）

③1年生が5月頃から疲れがはっきり出てくるので6月後半が良いと思う。

<職員>

④6月も中体連など行事が多いので難しい選択。

⑤それでも良いと思う。

⑥地区夏季総体が終わって2週間の日程がとればよい。

イ 反対（保護者：1人，職員：1人）

<保護者>

①長年秋の運動会なので変更する必要なし

<職員>

②2学期が8月末に始まり運動会練習の時間確保が容易。

平成25年度は，6月30日(日)実施に決定

①生徒も職員もゆったりと2学期をスタートできた。

②夏休み明けの生徒と向き合うため，「教育相談旬間」を実施できた。

## 各種行事・集会も「コの字」で

### 1 保護者や在校生と対面式の「卒業式・入学式」



### 2 各種集会も「コの字」で



### 3 生徒総会も「コの字」で



### 4 「コの字」の朝の読書から1日のスタート



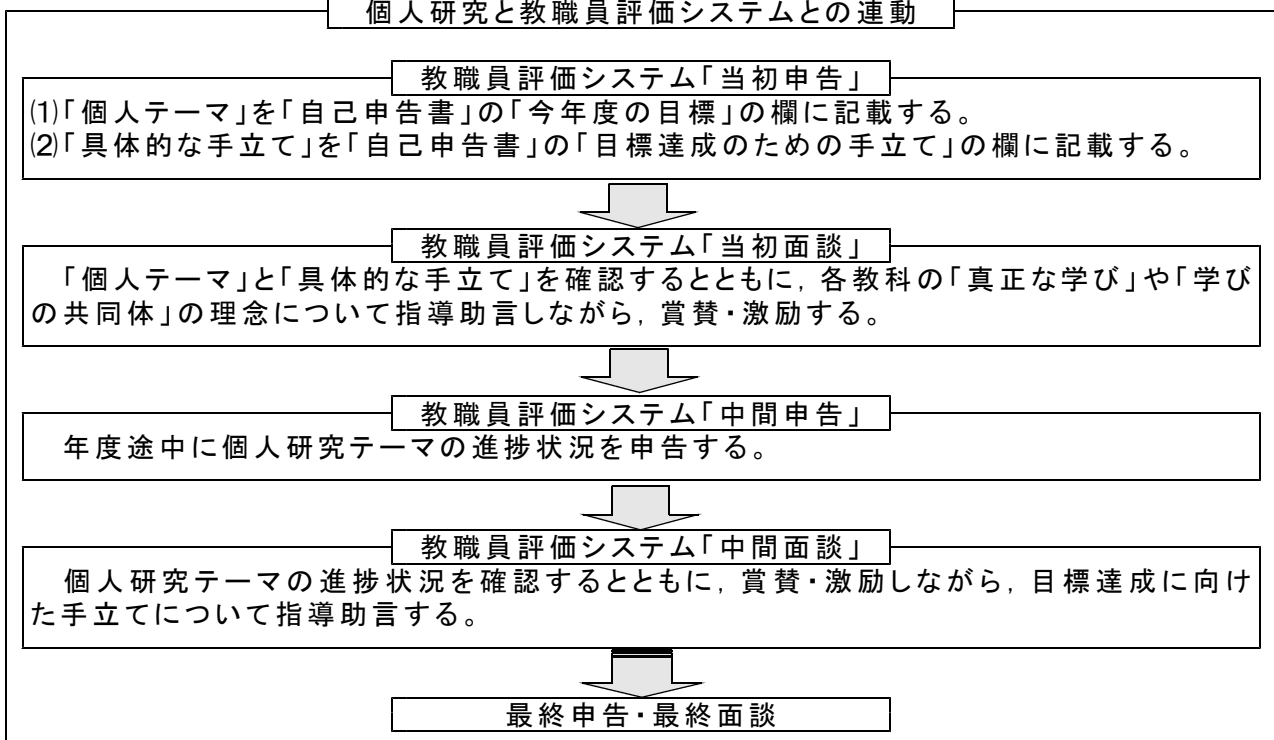
## 個人研究と教職員評価システムとの連動

### 個人研究テーマと具体的な手立て

No.	教諭名	教科	個人テーマ	具体的な手立て
1	佐藤 繁	国語科	生徒と言葉をつなぎ、生徒と生徒をつなぎながら文章を読み深める授業の研究	音読や黙読を取り入れながら、文章と向き合い、互いの読みを聴き合う中で、生徒一人ひとりの読みを深める。
2	伊藝 正乃	国語科	言葉を通して文章の内容を理解した上で、自分の考えを論理的に表現する力を高める授業の研究	音読や語句の意味調べを行う。自他の考えの根拠となる部分を意識させる。思考がずれた場合は教科書に戻り、考えを促す。
3	渡慶次 靖	社会科	諸資料に基づいて多面的・多角的に考察させる授業の研究	統計、グラフ、地図等の資料を提示し、考察させる授業を展開する。

項目	当初申告		中間申告		進
	今年度の目標	目標達成のための手立て	取組内容についての自己評価		
学 習 指 導	個人テーマ ～諸資料に基づいて多面的・多角的に考察させる～ ①資料を読み取る力の育成 ②社会科の分野を横断した課題の提示 ③事象の影響やそれに対する手立てを考えさせる。	共有やジャンプ課題の充実 ①統計、グラフ、地図等の資料を提示し、考察させる授業展開 ②地理、歴史、政治、経済的な事象の背景や影響を意識させた授業展開 ③レポートやテスト等においても根拠に基づき「～について説明させる」等の思考・判断・表現力の育成、言語活動の充実	①③授業やテスト等において資料を読み取り、根拠を述べるような課題を設定している。 ②公民(政治・経済)の授業においても、地理的要素、歴史的背景を意識させている。テストの時事問題では、多面的・多角的に思考・判断させるような問題を出題している。	B  B	B  B

### 個人研究と教職員評価システムとの連動





名護市教育委員会・学習院大学共催「学び合い支え合う授業づくりのためのセミナー」  
(羽地地区センター)において佐藤 学先生 直筆 平成25年10月27日(日)

---

## 平成25年度 研究のあゆみ

発行月 平成25年11月  
発行 国頭村立国頭中学校  
〒905-1411 国頭村字辺土名1463番地  
TEL 0980-41-2205  
FAX 0980-41-3071  
E-mail kokujhs@alto.ocn.ne.jp  
HomePage <http://kunigami-chu.kunigami.ed.jp/>

---